



# 久米島町空き家 活用促進補助金 について

## 対象者を拡大しました！

変更点：補助金交付対象者の拡大

【補助対象者】

申請者：3年以上引き続いて居住する意思がある方

**(新規) 18歳以下の子育て世帯及び妊婦の方（母子手帳の交付を受けた母子を含む世帯の代表者）**

※補助金をご利用するには、空き家バンクへの登録が必要です。

詳細について、町ホームページの要綱をご覧ください。

※令和4年度より「空き家・空き地活用相談員」を設置しました。

空き家の活用等について気軽にご相談ください。

・お問合せ先

空き家・空き地相談員：矢島090-1368-9340

久米島町役場 企画財政課：098-985-7122



ホームページはこちらから→

久米島町 空き家補助金

